

○要介護認定者に対する障害者控除対象者の認定に関する要綱

平成16年11月1日

告示第〇号

(目的)

第1条 この要綱は、所得税法（昭和40年法律第33号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）上の障害者控除の対象とされている者で、「高齢者の所得税法上の取扱いについて」（昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知）により、市長の障害者控除対象者認定を受け、障害者控除の対象とされている者のうち、介護保険法上の要介護等認定者に対する障害者控除対象者認定（以下「障害者認定」という。）に関する取扱いについて定め、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 障害者認定を受けることができる者は、所得税及び市県民税申告の前年末現在において介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項及び第4項に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者とする。ただし、申告の前年中において、要介護認定又は要支援認定を受けた後死亡した者についても対象とする。

(認定基準)

第3条 障害者認定の認定基準については、要介護等の認定機関である伊賀介護保険広域連合における直近の介護認定審査会資料を基にした障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）又は痴ほう老人の日常生活自立度（痴ほう度）により判定するものとし、その認定基準は別表のとおりとする。

(申請)

第4条 障害者認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書（様式第1号。以下「障害者認定申請書」という。）により市長に申請するものとする。

(認定)

第5条 障害者認定申請書を受理したときは、市長は第3条に規定する認定基準に基づき認定するものとする。ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を有する者で、これら手帳を有することにより受けることができる所得税法及び地方税法上の障害者控除の程度が、障害者認定を受けることにより受けることができる障害者控除の程度と比較し、同等又は同等以上の場合にあっては、提出された障害者認定申請書は却下するものとする。

要介護認定者に対する障害者控除対象者の認定に関する要綱

(認定書の交付)

第6条 障害者認定を決定したときは、障害者控除対象者認定書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

要介護認定者に対する障害者控除対象者の認定に関する要綱

別表（第3条関係）

要介護等認定者の障害者控除対象者認定基準

障害老人の日常生活自立度 （寝たきり度）	痴ほう性老人の日常生活自 立度（痴呆度）	障害者認定区分
J	I	非該当
A 1	Ⅱ a ・ Ⅱ b	障害者
A 2	Ⅲ a ・ Ⅲ b	
B 1 ・ B 2	Ⅳ	特別障害者
C 1 ・ C 2	M	

要介護認定者に対する障害者控除対象者の認定に関する要綱

様式第1号（第4条関係）

障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

伊賀市長 様

（申請者） 住 所
氏 名 ④
対象者との続柄
電話番号

下記の者が、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の11に定める障害者又は特別障害者であることの認定について申請します。

記

対象者	住 所		性 別	男 ・ 女
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日

要介護認定者に対する障害者控除対象者の認定に関する要綱

様式第2号（第6条関係）

障害者控除対象者認定書

伊 第 号

年 月 日

（申請者） 様

伊賀市長 印

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の11に定める障害者として認定したことを証明する。

とを証明する。

なお、障害の状況は、 年 月 日現在である。

申請者	住所	電話（ ）	氏名	対象者との続柄（ ）
対象者	住所		性別	男 ・ 女
	氏名		生年 月日	年 月 日
障害理由	障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度）に準ず。	(2) 身体障害者（3級～6級）に準ず。	
	特別 障害者	(1) 知的障害者（重度）に準ず。	(2) 身体障害者（1級、2級）に準ず。	
		(3) 寝たきり老人		

（注）申請者は、対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、速やかに認定を受けた市長にその旨を報告しなければならない。